

3月27日（金） 臨時記者会見

教育長説明

市立学校の再開に向けた準備方針について、説明させていただきます。

はじめに、準備方針の概要でございますが、市立学校については、3月24日付の文部科学省通知ならびに3月25日開催の「さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の助言等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市立学校 学校再開マニュアル」を作成し、春季休業終了後の学校再開に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。ただし、東京都内の感染者数が急増するなど、予断を許さない状況にあるため、感染状況が急変した場合には、速やかに、臨時休業の措置を講ずるものとします。

それでは、具体的方針について説明させていただきます。

まず、1. 入学式につきましては、小学校は、参加者を新入生、学校職員、保護者1名とさせていただきます、中学校、高等学校、中等教育学校は、新入生、学校職員に限って実施をいたします。また、特別支援学校につきましては、新入生、学校職員、保護者での実施といたします。当日は、式典内容を精選し、できる限り短時間で実施するとともに、マスクの着用等を徹底し、感染予防に最大限努めてまいります。

次に、2. 始業式につきましては、教室等にて放送により実施いたします。

次に、3. 学校行事等につきましては、修学旅行等は、中止ではなく延期とすることとして検討いたします。また、例えば運動会、校外学習などの学校行事は、当面の間は実施しないことといたします。

次に、4. 部活動につきましては、体育館等の屋内で実施する場合は、特に感染に注意するとともに、部室の使用を禁止するなど実施方法を工夫し、再開を検討いたします。なお、平日のみ短時間で実施し、また、当面の間は、対外試合等は禁止といたします。

次に、5. 学校給食の再開に当たりましては、衛生管理基準を再度徹底するとともに、食材納入業者との調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、6. 学校再開に向けての留意事項といたしまして、授業等の教育活動全般において、児童生徒や学校職員はマスクを着用の上、実施することとし、マスクが用意できない場合にも、咳エチケットを徹底するとともに、児童生徒の行動変容を促すほか、衛生管理意識を高める教育を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、7. 児童生徒や学校職員の感染が判明又は濃厚接触が特定された場合の対応でございます。

その際は、保健所と適切に連携を図りながら、出席停止や臨時休業等の措置を行うこととし、臨時休業となった場合の児童生徒への学習支援、心のケアやいじめ等の防止対策を行ってまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましても、やれることは全てやるという強い意志のもと、万全の態勢でこの事態に対応してまいりたいと考えております。

皆様におかれましても、何卒、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。